

飯塚市監査委員告示第 24-2 号

令和元年 12 月 11 日

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 城丸 秀 高

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、飯塚市長より定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査規程第 23 条第 2 項の規定により次のとおり公表します。

- 1 措置を講じた部署 選挙管理委員会
都市建設部（土木建設課、建築課、都市計画課）
- 2 措置状況の内容 別紙のとおり

定期監査の結果に基づく検討改善事項の措置状況

選挙管理委員会【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 決裁について</p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第1によれば、「1件100万円以上の委託業務検査報告書に関すること。」は部長共通専決事項と規定され、そのうち「選挙管理委員会及び農業委員会の職員に補助執行させている事務並びに会計課の事務に係る部長共通専決事項及び別表第2（財務共通）の部長の専決事項に関すること。」については、行政経営部長専決事項と規定されている。</p> <p>しかしながら、選挙公報配布委託契約（契約金額2,764,800円）において、総務部長が決裁を行っている事案が確認された。</p> <p>早急に決裁を取り直すとともに、今後は適正な事務処理を行うこと。</p> <p>なお、同様の事務処理は、前回の定期監査でも指摘していることから、担当者及び管理監督者は十分に確認するよう改善を図りたい。</p> <p>2 選挙運動公費負担金の添付書類について</p> <p>選挙運動公費負担金において、添付された証明書を確認したところ、証明日の誤記及び記載事項の遺漏があるにもかかわらず受領し、支払いを行っていた。</p> <p>今後は、申請者に対し記載の遺漏がないよう指導し、適切な事務処理を徹底すること。</p>	<p>1 決裁について</p> <p>当該委託契約の執行伺は、飯塚市事務決裁規程別表第1行政経営部長専決事項の第8号に基づき行政経営部長が決裁を行っていますが、同契約の業務検査報告書の決裁については、飯塚市事務分掌規則第2条第1号に規定する部の組織により誤って総務部長に決裁を受けたものです。指摘された事案については、行政経営部長に決裁を取り直し、是正いたしました。</p> <p>また、今後の事務処理においては担当者及び管理監督者において決裁区分の確認に注意することとし、同様の誤りが発生しないよう改善いたします。</p> <p>なお、前回の定期監査においても同様の指摘を受けており、また飯塚市事務分掌規則による組織と飯塚市事務決裁規程による部長専決事項の専決者にねじれが生じ、事務処理の誤りが起こりやすいことから、飯塚市事務決裁規程の改正について人事課と協議いたします。</p> <p>2 選挙運動公費負担金の添付書類について</p> <p>証明書の記載内容については立候補者に対しての説明を徹底するとともに、担当者、管理監督者においても誤記や記載事項の遺漏が発見された場合には速やかに指摘し、修正を行ってもらうなど、適正な事務処理を行うよう是正いたします。</p>

都市建設部

土木建設課【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 派遣業務について</p> <p>(1) 時間外勤務について</p> <p>ア 「設計積算・現場技術補助派遣業務」において、浸水対策事業等における設計積算及び現場技術補助を目的とし、業者より労働者を派遣させ土木建設課における業務を行わせている。この派遣業務において、労働基準法第36条に規定された「時間外労働、休日労働に関する協定」を結んでいるが、下記のとおり協定に反する労働を行わせていた。</p> <p>① 1日に延長することができる時間を「5時間」と定めているものの、5時間を超えて労働させた日が確認された。</p> <p>② 1カ月に延長することができる時間を「45時間」と定めているものの、45時間を超えて労働させた月が確認された。</p> <p>③ 労働をさせることができる休日並びに始業及び終業の時刻を「1カ月に4日、9時から18時」と定めているが、8時30分から23時45分まで労働させるなどの休日勤務が確認された。</p> <p>イ 被派遣者の時間外勤務においては、指揮命令権者である所属長が業務の命令を行い、勤務を行わせるべきと思料するが、被派遣者の判断において勤務が行われていた。</p> <p>今後は、時間外勤務命令書等を作成し、市に準じた取り扱いを行うなど、適切に時間外勤務を行わせること。</p>	<p>1 派遣業務について</p> <p>(1) 時間外勤務について</p> <p>ア ①, ②, ③につきましては、設計書作成等により被派遣者への業務が集中したことで、労働基準法第36条内の時間外労働・休日労働にて反する労働を行わせていたことから、今後は、契約条項を順守し適正な派遣業務を行ってまいります。</p> <p>イ 派遣職員の時間外勤務につきましては、時間外休日勤務等命令書を作成しました。</p> <p>今後は、適切な時間外勤務の命令・管理を行ってまいります。</p>

(2) 時間外労働、休日労働に関する協定書について

「時間外労働、休日労働に関する協定書」は、2部を労働基準監督署へ提出することとされているが、提出していなかった。またこの協定書中、協定締結日を消せるボールペンで記載していた。

協定書を早急に労働基準監督署へ提出するとともに、今後は適切な事務処理を行うこと。

(3) 年次休暇について

ア 被派遣者が年次休暇を取得する際、被派遣者が口頭で申し出ることにより取得させていた。

今後は、年次休暇を伺書等により申請させ、適切に管理すること。

イ 平成30年度の派遣業務において、4月から9月までの半年間及び10月から3月までの半年間、それぞれ派遣業務を締結している（被派遣者は同一人物）。この契約において、被派遣者が取得できる年次休暇をそれぞれ20日間と定め、合計40日間の年次休暇を与えていた。しかしながら、4月から3月までの1年間における他の同一派遣業務契約においては、1年間に取得できる年次休暇を20日と定めているため、半年間の契約においては、10日間とすべきであったと思料する。

(2) 時間外労働、休日労働に関する協定書について

時間外労働、休日労働に関する協定書（以下「協定書」という）について、労働基準監督署へ提出を行おうとしたところ、派遣元業者が近隣の労働基準監督署へ協定書を提出（福岡中央労働基準監督署へ提出済み）していれば、派遣先である飯塚市が労働基準監督署に提出する必要はないとのことでした。

今後は、派遣元の協定内容が確認できる書面を提出して頂き、契約書への明記を行います。

また、消せるボールペンでの記入につきましては、早急に是正をいたしました。

(3) 年次休暇について

ア 被派遣者の年次休暇につきましては、休暇申請書及び出勤簿を作成しましたので、今後適正な申請・管理を行ってまいります。

イ 今後は、契約書内容の再確認を徹底し適切な派遣業務契約を行います。

2 備品について

(1) 備品の管理について

備品について確認したところ、備品シールの貼付がなされていないもの及び、

2 備品について

(1) 備品の管理について

備品登録の必要があるものにつきましては、備品登録を行ってまいります。

<p>備品登録がなされていないものが確認された。また、現在は存在しない書籍及びストーブが台帳に登録されたままとなっていた。</p> <p>適切な備品管理を行うよう早急に措置すること。</p> <p>(2) 書籍について 平成 30 年度に書籍を購入しているが、全て消耗品費で購入しており、備品として管理されていなかった。 複数年使用できる書籍については、備品登録を行うとともに、今後は備品購入費から支出し適切に管理すること。</p> <p>(3) デジタルカメラについて デジタルカメラ 5 台を所有しているが、備品台帳に登録されていなかった。また、備品購入費及び消耗品費からは支出されておらず、どのような経緯で取得されたか確認できなかった。 早急に備品登録を行うとともに、今後は適切な備品の取得を行うこと。</p>	<p>ます。また登録の抹消につきましても、直ちに備品台帳からの削除を行い整理を行ってまいります。</p> <p>今後は、飯塚市物品管理規則に従い適切な備品管理を行ってまいります。</p> <p>(2) 書籍について 今後の書籍購入につきましては、備品購入費での予算執行を行ってまいります。また複数年使用できる書籍につきましては、飯塚市物品管理規則に従い、直ちに備品登録を行い適正な備品管理を行ってまいります。</p> <p>(3) デジタルカメラについて デジタルカメラにつきましては、飯塚市物品管理規則に従い、直ちに備品登録を行い適切な備品管理を行ってまいります。</p>
<p>3 戸籍等の公用申請について 用地買収にあたり相続人を特定するため、公用にて戸籍等を取得している。しかしながら、「戸籍謄本等公用請求書」の控えを確認したところ、決裁を受け請求したものが確認できないものがあった。 今後は、適切な公用申請の手続きをとるとともに、決裁文書の管理を行うこと。</p> <p>4 測量業務委託について 用地測量業務委託について、変更設計を行った際、積算を錯誤したことにより過払いとなっていた。 業者に対し返還を求めるとともに、今後</p>	<p>3 戸籍等の公用申請について 当業務による戸籍謄本等公用請求書においては、最初の決裁をもってその後の全ての相続人に対する戸籍謄本等公用請求書の決裁を一括して取得したとの認識でした。 今後の業務執行においては、個別での決裁を行ってまいります。</p> <p>4 測量業務委託について 当業務における積算錯誤での委託料過払いにつきましては、受注者へ過払い分の返還説明を行っております。</p>

は適切な事務処理を行うこと。	今後は、返納手続きを行ってまいります。
----------------	---------------------

建築課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 飯塚市ブロック塀等撤去促進事業について</p> <p>飯塚市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 11 条によれば、「申請者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事完了の日から起算して 30 日を経過した日までに完了実績報告書を提出しなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、工事完了から 30 日を過ぎて提出された完了実績報告書が見受けられた。</p> <p>今後は、申請者に完了実績報告書の提出を促し、適切に処理すること。</p>	<p>1 飯塚市ブロック塀等撤去促進事業について</p> <p>申請者に対して、飯塚市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書の郵送時に合わせて、「補助対象工事完了（工事金支払い完了）から 30 日以内に完了実績報告書を必ず提出してください」との文章での通達を行います。また、窓口及び電話での説明も合わせて行い、チェック表において適切に事務処理を行っております。</p>

都市計画課【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 各種公園の使用許可にかかる事務処理について</p> <p>(1) 決裁について</p> <p>飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば「行政財産の目的外使用許可のうち、露店商、行商その他これらに類する行為の使用許可に関する事」は都市計画課長の専決事項及び「行政財産の目的外使用許可のうち、電柱、電話柱その他柱類の使用許可に関する事」は課長共通専決事項とされ、その他占用等にかかる行政財産の目的外使用許可については、都市建設部長の専決事項とされている。</p> <p>しかしながら、行政財産の使用許可について確認したところ、全件において課長決裁とされていた。</p> <p>早急に決裁を取り直すとともに、今後は適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>1 各種公園の使用許可にかかる事務処理について</p> <p>(1) 決裁について</p> <p>直ちに是正いたしました。今後は適切な事務処理を行います。</p>

(2) 使用料の減免について

行政財産及び都市公園にかかる使用料の減免については、飯塚市公有財産管理規則第20条の2及び飯塚市都市公園条例施行規則第9条第2項に基づき申請をすることにより、使用料の減免が認められている。なお、減免の決定は、飯塚市事務決裁規程別表第1において、既定標準による税外収入の減免に関する以外については、部長の専決事項とされている。

しかしながら、減免の申請がないにもかかわらず、使用料の算定をせず無償にて許可している事例が散見された。

また、無償に該当しないと見られるものも見受けられることから、今後、減免に係る根拠の見直しを行うとともに、使用料の減免を行う場合は、規定に基づき決裁を受けること。

(3) 使用料の徴収について

飯塚市都市公園条例第7条によれば、「許可を受けた者は、使用料(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、使用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。)を納付しなければならない。」と規定している。また、消費税については、利用期間が1か月未満となる場合に課税されることとなる。

しかしながら、利用期間が1か月以上の使用についても消費税を乗じて徴収し、過大徴収となっているものが見受けられた。

規定に基づく使用料の算定となっているか再度確認し、適切な事務処理を行うこと。

(4) 調定書の整理について

各種公園等の使用について、申請に基づき許可を行い、納付書を発行、歳入処理が行われているが、調定の計上が漏れているものが見受けられた。

また、調定書の簿冊には、調定書が重複するものあるいは削除済の調定書等も一緒に綴られており、正確な調定額を確認できな

(2) 使用料の減免について

飯塚市都市公園条例施行規則及び飯塚市公有財産管理規則に基づく減免の決定については、申請書の提出を求め、決定を行うこととし、今後は適正な事務処理を行います。

(3) 使用料の徴収について

使用料の算定について、再度条例等を確認し、マニュアル(フロー図含む)の作成を行い、適切な事務処理を行います。

(4) 調定書の整理について

調定の計上が漏れているものについては、直ちに調定の処理を行いました。

調定書の簿冊については、予算費目ごとに並び替え、調定書の整理を行いました。

った。

現在の許可申請状況との照合を行うとともに、簿冊を整理すること。

(5) 根拠法令の確認について

飯塚市児童遊園条例第 4 条によれば「飯塚市公園条例の第 4 条、第 6 条から第 15 条まで及び第 17 条から第 19 条までの規定は、児童遊園について準用する。」と規定されている。

しかしながら、児童遊園の使用許可等に関する事務処理について確認したところ、「飯塚市都市公園条例」及び「飯塚市都市公園条例施行規則」に基づき、申請を受け、使用を許可している。

また、都市公園における許可にかかる事務処理についても、使用する様式に誤りが見受けられた。

今後、根拠法令を確認し、規定に基づき適切に事務処理を行うこと。

(5) 根拠法令の確認について

使用許可等の様式については、今後、条例等に基づき、マニュアル（フロー図含む）・内規を作成し、適切な事務処理を行います。

2 施設維持管理手数料における執行について

財政課長通知、平成 22 年 5 月 20 日付け事務連絡「施設維持管理手数料」に係る事務処理について（以下「通知文」という。）によれば、「軽微な工事や維持補修で早急な対応を要するもの」を「役務（サービス）の提供を受けたことに対する支出」と捉え、労働に対する対価のほかに材料費、作業機械借り上げ料等の諸経費が含まれるものについて、「施設維持管理手数料」（以下「手数料」という。）として 100 万円未満の支出ができるとされている。この通知文により、入札や契約書の締結等の事務処理を行うことなく支出が可能となることから「工事請負費での支出が適当であるものについては、たとえ金額が少額であっても工事として発注し、安易に当該手数料により処理することは避けてください。」との注意喚起がされている。

2 施設維持管理手数料における執行について

緊急性等を勘案し、手数料での対応を行っておりましたが、執行内容について見直しを行い、来年度予算の組み替えを予定しております。

今後は支出の性質に応じた費目にて、適切な予算執行に努めます。

<p>各種公園等における施設管理費維持管理手数料の執行について確認したところ、年間を通じた草刈清掃及び公園清掃業務、あるいは法面工事等の、委託料や工事請負費での支出が適切であると思料される事例が散見された。</p> <p>また、上記事例のうち一部においては随意契約の限度額（50 万円）を超えた支出も存在していた。</p> <p>これまでの維持管理手数料における執行内容について見直すとともに、今後、安易に処理することなく、支出の性質に応じた費目にて適切な予算執行を行うこと。</p>	
<p>3 分割発注について（局長指摘事項）</p> <p>各種公園の維持管理業務のうち、庄内地区都市公園維持管理業務委託については、1年の履行期間を2期に分割し発注している。履行場所及び業務内容は同一であることから、分割発注する合理的な理由はなく、経済性及び効率性を考慮すれば、年間にて発注することが適切であると思料する。</p> <p>また、鳥羽公園草刈業務委託についても履行期間を2回に分けて発注しているが、他の草刈業務は年間を通して発注していることから、分割にて発注することに疑義がある。</p> <p>今後、業務委託については、その業務内容を十分検討したうえ、経済性、効率性を考慮した契約を行うこと。</p>	<p>3 分割発注について</p> <p>業務内容を検討し、来年度予算の組み替えを行うこととしており、年間委託での発注を予定しております。</p>
<p>4 土地の賃借契約について（局長指摘事項）</p> <p>地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。しかしながら、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。</p>	<p>4 土地の賃借契約について</p> <p>現在の契約の終期が令和2年度となっております。</p> <p>今後、令和3年度以降の賃借契約について、債務負担行為の設定、もしくは契約の見直しを行い、法令に基づき適切な事務処理を行います。</p>

都市公園内に存在する私有地にかかる土地の賃貸契約について、予算の裏付なく、10年間の期間を定め契約を締結し、借地料を支出していた。

今後、債務負担行為の設定または長期継続とした契約の見直しを行うなど、法令に基づき適切な処理をすること。